

選挙時における投票所としての使用に関する協定（案）

【本協定書の詳細については、事業者決定後に内容を調整・決定いたします。】

大阪市（以下「市」という。）と_____（以下「事業者」という。）は、市と事業者間の 年 月 日締結のもと日本橋小学校・同附属幼稚園用地活用事業基本協定書（以下「基本協定書」という。）第4条3項に基づき、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙の執行時（農業委員会委員選挙、海区漁業調整委員会委員選挙及び土地改良区総代会総代選挙を除く。）（以下「選挙時」という。）、以下施設を、投票所及び選挙従事者控室（以下「投票所等」という。）として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、選挙時において、市が事業者の管理する施設の一部を、投票所等として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（投票所等として使用できる施設の周知）

第2条 事業者は、もと日本橋小学校・同附属幼稚園用地活用事業により活用する賃貸借物件のうち、投票所等として提供する施設（以下「施設」という。）は、原則として次に掲げる場所を提供するものとする。

- (1) 投票所：
- (2) 選挙従事者控室：
- (3) その他投票者の誘導等に必要なスペース：
- (4) 備品保管場所：

2 市は、施設の範囲を市民に周知するため必要な措置を講じるものとする。

（投票所等の開設）

第3条 市は、選挙時において、投票所等を開設する必要が生じた場合、前条に規定する施設を投票所等として開設することができる。

（開設の通知等）

第4条 市は、前条に基づき投票所等を開設する場合は、事前にその旨を投票所等開設通知書で、事業者に対して通知するものとする。

2 市は、投票所等を開設する場合には、予め事業者にその旨を電話等にて連絡するものとする。

（投票所等の管理）

第5条 選挙時の投票所等の管理運営は、市の責任において行うものとする。

2 事業者は、投票所等の管理運営に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 施設について、事業者は市に無償で提供し、開設期間に生じた業務営業上の損益について、その補償を事業者は市に求めないものとする。

2 投票所等の管理運営に係る費用及び投票者によって施設に生じた損害は、市が負担するものとする。ただし、開設期間に生じた水道光熱費及び乙の責に帰すべき事由により必要とされた費用又は損害については、乙の負担とするものとし、疑義が生じた場合は、甲乙が協議して負担を定めるものとする。

3 備品の保管場所として提供する施設について、事業者は市に無償で提供し、市と事業者は共同で管理するものとする。なお、備品の管理、点検等は、市が行うものとする。

(開設期間)

第7条 投票所等の開設期間は、基本的に各選挙において告示された投票日前日及び当日とする。

(投票所等の終了)

第8条 市は、施設の投票所等としての利用を終了する際は、事業者に投票所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、事業者の確認を受けた後、事業者に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から基本協定書の満了日までとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、市と事業者は協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、市と事業者は両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

市

事業者